

北海道総合企画部道民相談センター(法制文書課ヨシダ某)の回答 夏休み大人電話相談室(平成24年8月3日)

木村富士子氏は平成24年8月3日、北海道総合企画部道民相談センターに電話相談を行いました。相談内容は北海道の訴訟代理人についてでした。回答者は法制文書課のヨシダ某という人だったそうです。以下Q&A形式で簡略に記します。

Q1.訴訟代理人が弁護士ではない警察官等で許されるのですか

A1.地方自治法(153条?)で許されており、他の都府県の事は知りませんが、北海道では他にも実例もあります。

Q2.警察官等が訴訟代理人になれるとしても、弁護士の資格が与えられる訳ではないのですから、指定弁護士については非弁提携罪が成立してるのではありませんか

A2.成立しません(理由は言わない)。

Q3.訴訟代理人の連名中に、国家公務員らしき林幸宏という名がありますね

A3.林幸宏は警部補ですから問題ありません。

Q4.そうしますと、北海道の職員(吏員)でさえあればバキュームカーの運転手さんでも訴訟代理人になれるのですか

A4.そのとおりです。